



「日経グローバル」や「ガバナンス」などの地方自治雑誌に、土井達也の特集を組んで頂き、掲載されています。

「日経グローバル」の掲載は、関西の地方議員のなかでは、初めてのこと。西日本で、2人目でした。

また、日本最大の政策コンテスト「マニフェスト大賞」に今年は2本、関西エリア選抜に選ばれ、これから全国大会へ。

大変名誉なことです。感謝！感謝！

山間部での基本は、事業地内で切土・盛土

なぜなら、一般的には危険だからです。 裏面の「大臣勧告」をご参照ください。

頭の上に、大量の土砂

和泉山脈に、府内最大の搬入土砂で盛り土

目的は、良いのです。産業用地を造成し企業誘致するのも、メガソーラーを設置し再生可能エネルギーを売電するのも。**問題は**、雨による山間部の浸食で土石流等の災害が生じるという「自然の摂理」に反して、尋常ではない量の搬入土砂を頭の上に置くことです。自分たち、あるいは、子どもや孫たちの世代に、我々自身が「時限爆弾」をセットするような、そんな、山間部への搬入土砂による盛り土が、問題なのです。

ホントに、誰も知らない
なか。書類の縦覽は、ナ
ント**10月17日**で終了です
そして、環境アセスで正
式に意見を提出できる機
会は、たったの2回です
そのうちの1回が、なん
とナント**10月31日**に締切

なんです。
自然の摂理に反して、
「安全」だと吹聴してい
る方がいるそうです。確
かに、阪南スカイタウン
の地盤は非常に強固だつ
たと伺っています。だか
らといつて、となりの地



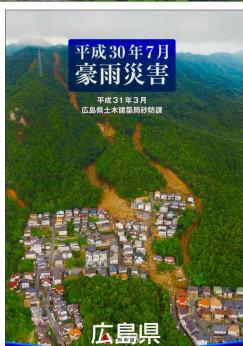
大阪府内最大のため池災害 東鳴取村



令和3年熱海南伊豆山土石流災害



和歌山県豪雨災害土石流



広島県

問題意識をお持ちの みなさまへ

初の意見提出は、左の様式で記載が必要です。用紙や縦大阪府環境アセス担当：<https://www.pref.osaka.lg.jp/assess/index.html>、あるいは私のホームページ。これを記載し、下記の大阪府の住所に郵送して下さい。居住関係なく、お子さんでも意見は受け付けられます。裏面、和歌山にて千四百件の要望書も

丁559-8555

大阪市 住之江区 南港北 一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎21階
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 宛て

郵送先

詳細と本当のこととは、土井達也公式サイト！
<http://doitatsuya.world.coocan.jp/>

盛り土・搬入土砂量 全国の各事業を比較

单位：万m³

名称	盛土合計	内) 搬入土砂盛土	状況
今回の件 阪南市西部丘陵地区産業集積用地造成事業	330	237	アセス開始／搬入土砂府内最大
熱海土石流	7.5	7.5	わずか5.5万m ³ が土石流として流出し、死者・行不明者28名、現在、搬入土砂の盛り土2万m ³ を行政代執行で撤去中。
さいたま小川町メガソーラー	72	35.5	搬入土砂35.5万m ³ を伴うメガソーラー事業。環境アセスで、下表の通り2大臣や知事等の意見・勧告がある。
和泉山脈 和歌山 山口・滝畠地区産廃	230	230	中止／国内最大の産廃処分場
和泉山脈 和歌山側メガソーラー			和泉山脈の南斜面・和歌山側で計画された搬入土砂を伴うメガソーラー事業。大きな4つの計画は中止。

「熱海の土石流」以降で、搬入土砂量は少ないけれど、今回の件と最も類似しているのが「さいたま小川町メガソーラー」です。上表の通り、搬入土砂量は、わずか35.5万立法メートルですら、下の表のような意見が出ています。

下表のような意見が出てきたのは、「熱海の土石流」に加えて、膨大な意見があつたからではないかと考えています。

「さいたま小川町メガソーラー」では、約千件の意見があつたそうです。話しあはれますが、上表の熱海土石流は、なんとわずか7.5万立法メートルの土砂を積んで、5万立法メートルが流出したに過ぎません。それで、死者・行方不明者28名、あの被害映像です。

和泉山脈での盛り土で、問題意識をお持ちのみなさんは、ご意見を宜しくお願ひします。

10月31日、締切です！

さいたま小川町メガソーラー（搬入土砂量35.5万m³）
環境アセスにおける大臣等の各意見・勧告の概要

全文は、私のホームページにリンクを貼ってます。
<http://doitatsuya.world.coocan.jp/index.htm>

経済産業大臣	環境大臣	埼玉県知事	小川町長
令和4年2月22日	令和4年1月25日	令和3年12月27日	令和3年6月23日
大量の土砂の搬入を前提とすることなく、事業が実施される区域内での切土及び盛土による事業計画へ抜本的に見直すこと。	大量の土砂の搬入を前提として環境影響評価を実施している。このことから、準備書で検討されている環境保全措置により、本事業に係る環境影響が出来る限り回避され、又は低減されているかどうかの検証がなされたものと判断できないため、本事業の計画内容については、抜本的な見直しが必要であり、それが出来ない場合には、事業実施を再検討することを強く求めるものである。	本事業の実施自体、地域環境に大きな影響を与えるものであり、事故の発生に繋がれば地域住民の生命・財産に甚大な被害が生じる恐れがある。そのため、本事業において環境保全措置を講じたとしても、なお環境への重大な影響が払しょくされない場合には、本事業の中止を含めた事業計画の見直しも検討されなければならない。	造成工事について、基本的に事業地内での切土・盛土を計画し、地形改変量が最小限となるように努めるとともに、土砂災害の防止対策を徹底すること。

土井達也事務所
住所：〒599-0201
大阪府阪南市尾崎町93-6尾崎駅山手ビル2階
電話：072-471-7357 / FAX：072-471-8004
メール：t_dai@nifty.com

と い た つ や **土 井 達 也** プロフィール